

船舶事故調査報告書

令和元年5月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年11月5日 07時10分ごろ
発生場所	熊本県天草市牛深漁港南西方沖 牛深大島灯台から真方位248°25.4海里（M）付近 （概位 北緯32°01.6′ 東経129°30.4′）
事故の概要	漁船真智丸は、揚錨作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年11月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 真智丸、12トン KM2-4028（漁船登録番号）、個人所有 16.05m（Lr）×3.77m×1.40m、FRP ディーゼル機関、569.00kW、平成5年12月19日 第293-30564号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年12月19日 免許証交付日 平成30年7月30日 （令和6年6月14日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員4人が乗り組み、棒受け網漁の目的で、平成30年11月4日16時00分ごろ牛深漁港南西方沖の漁場に向けて同漁港を出港した。 本船は、18時30分ごろ漁場に到着し、左舷船首部から水深約700mの場所に錨を投入し、直径約20mmの錨索を約1,000m延ばして船首部のたつに止め、船首を北方に向けて集魚を開始した。 本船は、操業を終え、主機が中立運転の状態で、船長が、5日07時00分ごろ操舵室左舷側壁に設置された揚錨用ローラに錨索を3～4回巻き付けた後、同ローラを回転させて揚錨を開始した。

	<p>船長は、揚錨用ローラの船尾側に立ち、同ローラで巻き揚げた錨索を手繰り、後部甲板に錨索を約600mコイルダウンし、残りの錨索を前部甲板にコイルダウンしようと同ローラの船首側に移動した後、同様に錨索を手繰り、手繰り終えた錨索を甲板員2人に前部甲板でコイルダウンさせていた。</p> <p>船長は、揚錨用ローラの船首側で残り約200mの錨索を手繰る作業を行っていたところ、揚錨中に甲板上に引き揚げた水中灯の海中投入用ロープ（以下「本件ロープ」という。）が錨索の上部に乗って交差していたので、交差させないようにしようと思い、付近にいた甲板員（以下「甲板員A」という。）と同作業を交替した。</p> <p>船長は、揚錨用ローラを回転させたままの状態、本件ロープを係止していた左舷ブルワーク内側のパイプから外して水中灯を持ち、右舷側を向いて同ローラの船尾側に移動したところ、同ローラの上に乗った本件ロープが錨索と共に同ローラに巻き込まれて船長の右足に絡み、07時10分ごろ本件ロープに絡んだ右足が錨索と共に同ローラに巻き込まれた。</p> <p>船首方を向いていた甲板員Aは、声を聞いて振り返り、右足が揚錨用ローラの上方となり、頭が船首方に向けて仰向けの状態で倒れている船長を見てすぐに同ローラの回転を止めた。</p> <p>操舵室にいた甲板員（以下「甲板員B」という。）は、同室を出て左舷側に移動したところで本事故の発生を知り、船長の足に巻き付いた本件ロープ及び錨索を外した。</p> <p>本船は、揚錨後牛深漁港に帰港した。</p> <p>船長は、甲板員Bの連絡を受けて船長の家族が手配した救急車で天草市内の病院に搬送され、右脛骨骨幹部骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 揚錨用ローラ及び付近の状況（1）、写真3 揚錨用ローラ及び付近の状況（2）、写真4 船長が揚錨用ローラに右足を巻き込まれた直後の状況（再現）、写真5 揚錨用ローラに巻き込まれた際の右足の位置（再現） 参照）</p>
その他の事項	<p>本船の揚錨用ローラは、油圧駆動式で操舵室内のスイッチにより起動及び停止が行われ、同ローラの約26cm船首方に設置された操作レバーにより回転方向及び回転速度の調整を行い、操作レバーを直立にすると回転が停止するものであった。</p> <p>船長は、本件ロープに絡んだ右足が揚錨用ローラに引っ張られた際、操作レバーで同ローラの回転を止めようと思ったが、身体がひっくり返って気が動転し、どうすることもできなかった。</p> <p>船長は、長袖シャツの上に胴長を着用し、長靴を履いて頭にキャップを被り、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>船長は、錨索と本件ロープを交差させないようにする作業を、揚錨</p>

	作業を終えてから行うか、揚錨用ローラの回転を停止して行えばよかったと本事故後に思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、牛深漁港南西方沖において、揚錨作業中、船長が、錨索と本件ロープを交差させないようにしようと思い、揚錨用ローラを回転させたままの状態水中灯を持って同ローラの船尾側に移動したことから、同ローラに巻き込まれた本件ロープが右足に絡み、右足が同ローラに巻き込まれて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、牛深漁港南西方沖において、揚錨作業中、船長が、錨索と本件ロープを交差させないようにしようと思い、揚錨用ローラを回転させたままの状態水中灯を持って同ローラの船尾側に移動したため、同ローラに巻き込まれた本件ロープが右足に絡み、右足が同ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・揚錨作業中、揚錨用ローラ付近で別の作業を行う際は、同ローラの回転を停止させること。

付図1 事故発生場所概略図

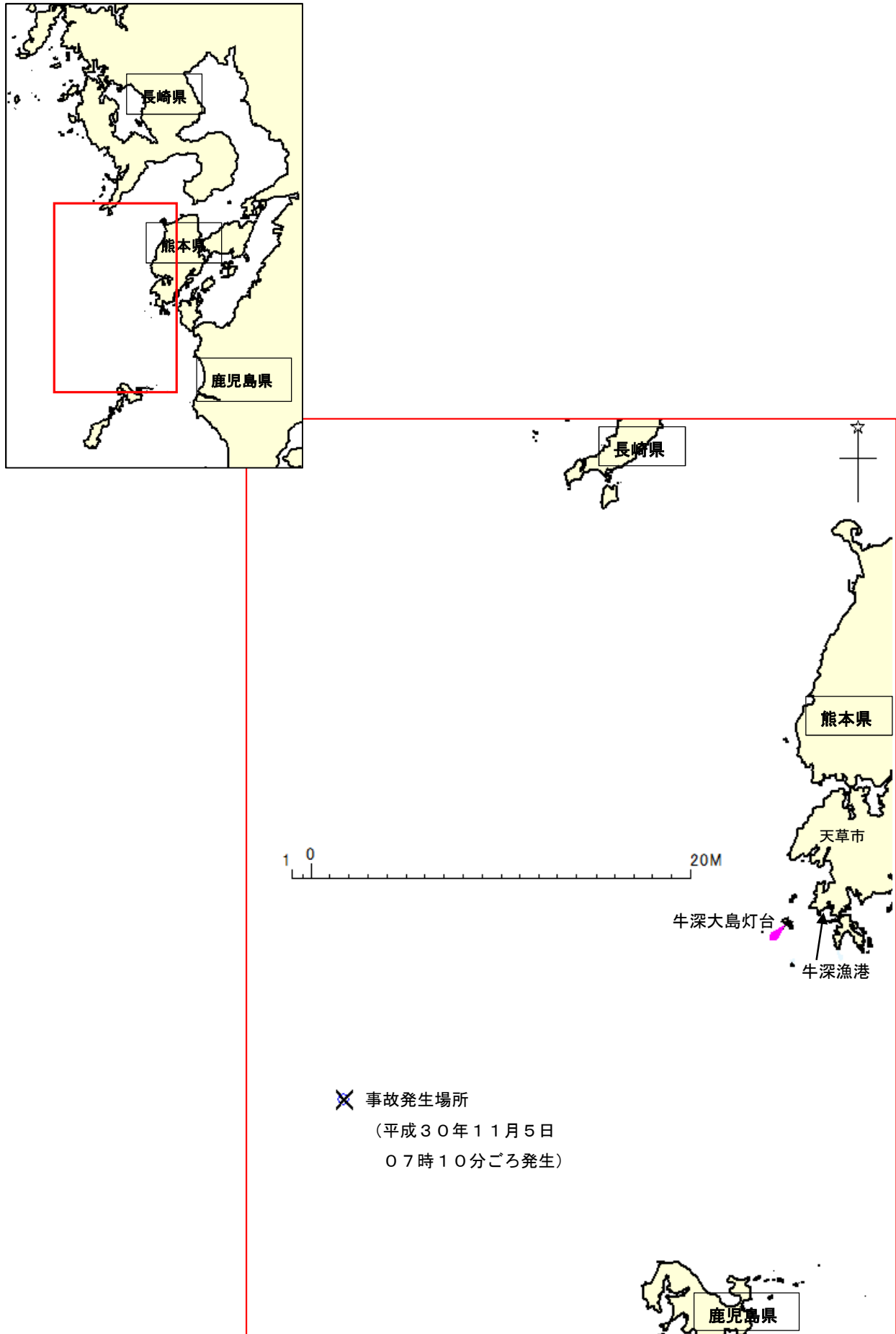


写真1 本船



写真2 揚錨用ローラ及び付近の状況（1）

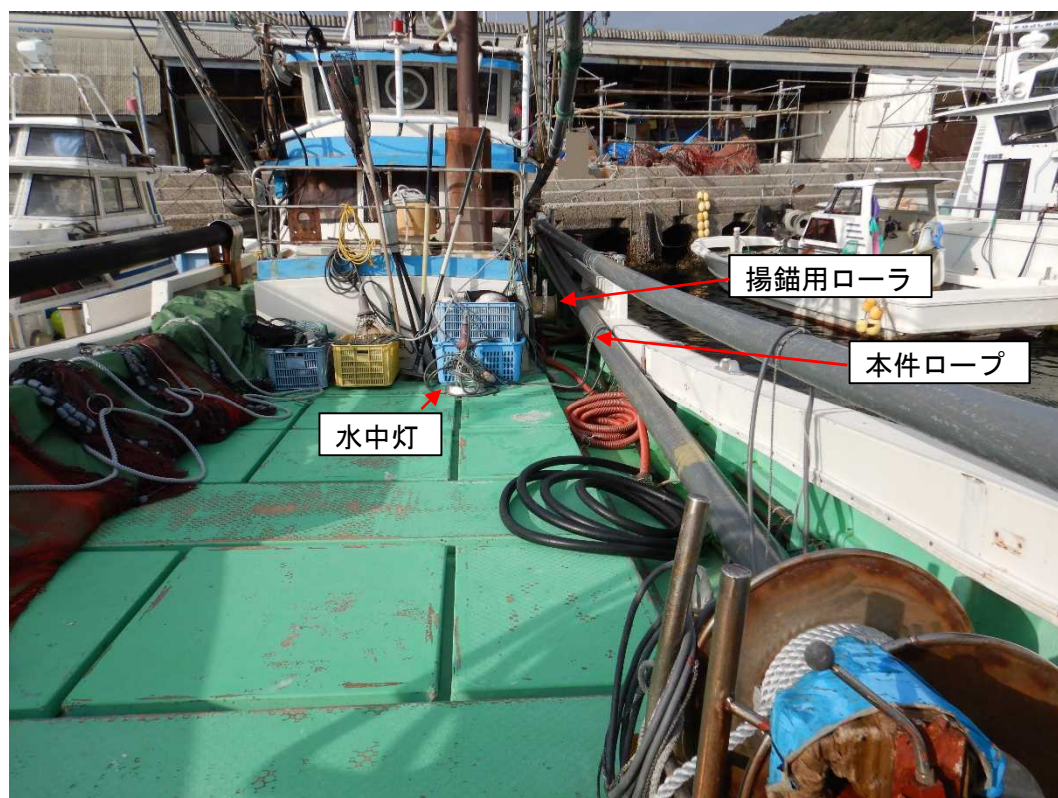


写真3 揚錨用ローラ及び付近の状況（2）



写真4 船長が揚錨用ローラに右足を巻き込まれた直後の状況（再現）



写真5 揚錨用ローラに巻き込まれた際の右足の位置（再現）

